

# 日本音楽教育メディア学会 会則

## ■名称

- 第1条 本会は日本音楽教育メディア学会(JMSME)と称する。  
(欧文名: JAPANESE MEDIA SOCIETY FOR MUSICAL EDUCATION)

## ■内容

- 第2条 本会は「メディア」の定義を多様な「媒体」とすることで、あらゆるメディア(言葉、文字、楽譜、身体表現、絵画や写真、映像、楽器、ICT機器等)と音・音楽を研究の対象とする。あくまでも音・音楽とメディアの関係においてのみ本研究活動は成立する。

- 第3条 本会は音・音楽の表現において、送り手と受け手の双方向コミュニケーションのなかだちを担うメディアの役割と存在意義を再認識し、メディアの特性に注目する実践的な研究を目指す。本会は教育現場の各領域や各教科、さらに他分野との協働的活動を積極的に推進する。

## ■目的

- 第4条 本会は音・音楽をとおした「創造的で感性豊かな人間形成」を実現するため、多様なメディアによる音楽教育の実践的研究を深化し、もって我が国の音楽教育の発展に寄与することを目的とする。

## ■事業

- 第5条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行なう。
1. 多様なメディアによる音・音楽教育の調査・研究。(実践研究・指導方法等)
  2. 多様なメディアによる音・音楽教育研究の深化及び普及。(研究会等の計画・実施等)
  3. 学会誌及び会報等の発行。
  4. その他目的を達成する為に必要な事業。

## ■種別

- 第6条 本会の会員は次の通りとする。
- 正会員：本会の目的に賛同する個人で、教育及び研究に従事する者。
- 学生会員：本会の目的に賛同する個人で、大学又は大学院に在籍する者。但し、教職にあつて大学院に在籍する者を除く。
- 賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を後援する団体及び個人。
- 特別会員：永年功労のあつた個人。
- 名誉会員：会長を3期務め、永年功労のあつた個人。

第7条 特別会員、名誉会員は理事2名以上の推薦によって理事会において審議・承認し、総会において承認を得なければならない。

#### ■入会と退会

第8条 本会に入会を希望する者は、所定の申込書を本会に提出し、理事会は協議の上これを決定する。また、退会は申し出退会のみとし、退会日までの会費の全納を以って理事会は退会を認める。

#### ■会費

第9条 会員の年会費は次の通りとする。

正会員：7,000円

学生会員：4,000円

賛助会員：7,000円(個人及び団体)

※未納による自然退会はないものとする。

#### ■会員の権利

第10条 本会の正会員は、会議において各議決権を有し、理事及び委員の選挙権、被選挙権を有する。

#### ■役員

第11条 本会には会長1、副会長2、事務局長1、事務局長補佐1、会計1を置く。任期は2年とし、再選を妨げない。但し会長においては3期を超えることはできない。

第12条 定例研究会以外の研究会等の開催については、必要に応じ、理事会メンバーを含む実行委員会を新たに組織して企画・運営に当たることができる。

#### ■理事会

第13条 本会には、本規約第11条に基づく役員を含む8名以内の理事による理事会を設置する。

#### ■会計監査

第14条 本会には会計監査2名を置く。会計監査役は理事会により、会員の中から委嘱される。任期は1年とし、再選を妨げない。但し2期を超えることはできない。

#### ■役員を選任

第15条 役員は選挙により選出され、役職は役員の互選によりこれを定め、総会で承認されるものとする。

第 16 条 各実行委員及び実行委員会は理事会で推薦・組織し総会で承認されるものとする。

#### ■総会の召集

第 17 条 総会は毎年 1 回、会長が召集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または会員総数の 3 分の 1 以上から総会の開催を請求された場合、会長はその請求のあった日から 30 日以内に、臨時総会を召集しなければならない。

#### ■総会の定足数

第 18 条 1. 総会は、委任状を含め、会員総数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。  
2. 総会の議事は、本規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決定によることとする。

#### ■理事会の召集

第 19 条 理事会は毎年 3 回会長が召集する。ただし会長が必要と認めた場合、または理事から理事会の開催を請求され、会長がその必要を認めた場合、会長はその請求のあった日から 30 日以内に、臨時理事会を召集しなければならない。

#### ■理事会の定足数

第 20 条 1. 理事会は、委任状を含め、理事総数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。  
2. 理事会の議事は、本規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決定による。

#### ■資産の構成

第 21 条 本会の資産は次の通りとする。

1. 会費
2. 事業による収入
3. 寄付による金品
4. 資産から生じる収入
5. その他の収入

#### ■資産の管理

第 22 条 本会の資産は会長が管理する。

#### ■経費の支弁

第 23 条 本会の事業遂行に要する経費は、資産の運用をもって支弁する。

#### ■会計業務

第 24 条 本会の会計業務は事務局のもとにあり、必要な時、事務局長がこれを補佐する。

#### ■事業計画及び収支予算

第 25 条 本会の事業計画、及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会の議決を経てこれを決定し、総会において承認されなければならない。計画変更の場合も同様とする。

#### ■収支決算

第 26 条 本会の収支決算書は事務局長が作成し、会計監査を受けた後、事業報告書、及び会員の異動状況書と共に理事会の承認を経て、毎会計年度終了後、総会において報告し、承認されなければならない。

#### ■会計年度

第 27 条 本会の会計年度は、毎年 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終了する。

#### ■顧問

第 28 条 本会には顧問を置く事ができる。顧問は理事が推薦し、理事会の承認を経て総会において承認される。

#### ■規約の改廃

第 29 条 本規約の改廃は、理事会の承認(4 分の 3 以上の賛成)を経たのち、総会において会員の 4 分の 3 以上の賛成による議決を必要とする。

#### ■本部・事務局の設置

第 30 条 本会には事務局を設置する。理事会の承認を経、総会において報告する。移転の場合においても同様に理事会の承認を経、総会において報告する。事務局を下記に置く。

〒125-0062 東京都葛飾区青戸 5-5-16 林気付

日本音楽教育メディア学会事務局

E メール info@jmsme.org

#### ■支部の設置

第 31 条 本会には支部を設置することが出来る。支部の設置においては、設置の理由とともに参加者名簿、事業計画書、予算計画書を提出し、理事会承認を経て総会において承認されなければならない。

#### ■規約の施行

第 32 条 本規約は、平成 26 年 6 月 28 日より発効する。

■補足

補足 1

第 33 条 本会は前学会を基に新規発足のため、本会の設立と同時に「日本コンピュータ音楽教育学会」は全ての活動を停止し解散する。

補足 2

第 34 条 第 9 条 賛助会員年会費の変更、第 11 条 会長の任期の変更、第 27 条 会計年度の変更、第 30 条 本部の抹消及び事務局の変更。2018 年 8 月 11 日

補足 3

第 35 条 第 8 条 退会について追記、第 9 条 会費未納についての追記 第 30 条 事務局住所表記の変更、事務局メールアドレスの変更。2019 年 8 月 4 日

補足 4

第 36 条 第 2 条、第 3 条 内容について一部修正、第 4 条 目的について一部修正、第 6 条、第 7 条 種別について追記、第 11 条 役員について追記、第 26 条 収支決算について一部削除、第 30 条 本部・事務局の設置について変更。2020 年 8 月 11 日

補足 5

第 37 条 1 本会の事務局は、理事会において承認された場所に置く。  
2 学会の所在地は、会計役員の住所に置く。2021 年 8 月 9 日

第 38 条 本会の設立年月日は平成 26 年 6 月 28 日とする。2021 年 8 月 9 日